

地球環境

【市を取り巻く状況】

- 国は、第4次環境基本計画（平成24（2012）年4月）により、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に達成するとともに、さらに「安全」が確保される持続可能な社会の実現を目指すこととしています。
- 県は、第4次環境基本計画（平成23（2011）年3月）により、「自然共生」「快適生活環境」「低炭素社会」「循環型社会」「環境にやさしい人づくり」の5つの基本施策を掲げ、県民総参加による緑豊かな「清流の国ぎふ」づくりに取り組んでいます。
- 本市では、特定外来植物が市内に広がりつつあり、その土地本来の自然環境や自然景観に影響を及ぼしています。

【今後のまちづくりに向けた主要課題】

- 身近な自然景観や貴重な動植物、地域特有の自然資源の保護と自然を活かした地域活性化に取り組む必要があります。
- 豊富に存在する自然資源を活用したエコツーリズムの推進など、自然とふれあう機会の充実を図る必要があります。
- 生物多様性に対する理解を深めるとともに、その土地本来の生態系の保全・再生に取り組む必要があります。
- エネルギー利用の効率化を図り、化石燃料の消費を低減することによるCO₂排出量の削減をすすめる必要があります。
- 自然エネルギーの導入を推進するとともに、地場産業の活性化や特色ある地域づくりにつなげ、自然エネルギー利用による豊かさを実感できるまちづくりをすすめる必要があります。
- 環境に対する意識の高揚を図るとともに、主体的に環境保全活動に取り組む人づくりをすすめる必要があります。

【目指す姿】

- 自然への負荷に配慮した活用が図られ、豊かな自然が保たれています。
- 自然エネルギーの導入や省エネルギーへの取り組みが地域づくりに活かされています。

【目指す姿の実現に向けた取り組みの方向性】

- 地域特有の自然資源や希少動植物の保護、自然公園等の保全と利用の推進などにより自然環境の保全と活用をすすめます。
- まちの緑化の推進や緑化意識の高揚、自然とふれあう場の整備などにより自然とふれあう空間の創出をすすめます。
- その土地本来の生態系の保全や里地里山の保全と利用の推進などにより生物多様性の保全をすすめます。
- 省エネルギー活動の推進やクリーンエネルギー自動車普及の促進、温室効果ガス吸収対策の推進などにより低炭素社会の形成を図ります。
- 自然エネルギーを活用した「飛騨高山モデル（市民参画の仕組み）」の構築などにより自然エ

ネルギーを活かしたまちづくりをすすめます。

- 情報共有や環境学習の推進、環境保全活動団体の育成などにより環境にやさしい人づくりをすすめます。

【まちづくり指標】

指標名	現状値 (H25)	中間目標 (H31)	目標 (H36)
自然エネルギーによる電力の創出量	(H24) 3,000MWh	80,000MWh	90,000MWh
化石燃料から自然エネルギーへの転換量	(H24) 2,200kℓ	7,700kℓ	9,000kℓ
二酸化炭素(CO ₂)削減量 (対平成18(2006)年度)	(H23) 2.4万トン	11.7万トン	12.4万トン
緑と親しむ日等に実施したイベント参加人数	(H24) 838人	1,000人	1,000人
特定外来植物防除取組団体数	(H24) 22団体	35団体	50団体

化石燃料から自然エネルギーへの転換量：

- ガソリン車から電気自動車へ乗り換えた場合や、石油ストーブから薪ストーブに切り替えた場合などのように、化石燃料から自然エネルギーに切り替えられた化石燃料の量と、自動車から公共交通機関へ利用を切り替えた場合などのように、省エネルギーにより削減された化石燃料の量の合計量。

【市民満足度指標】

指標名	現状値 (H26)	中間目標 (H31)	目標 (H36)
「自然環境の保全や自然エネルギーの活用をはじめ、地球環境を守る取り組みが進んでいる」と感じている市民の割合	00%	↗	↗

【施策の概要】

(1) 自然環境の保全と活用

- 開発行為に対する指導や緑を保全する契約の締結、里山の取得、清流を守る取り組みなどによる身近な自然環境の保全
- 野生動植物の生息地・生育地の保護や自然保護団体の育成・支援などによる地域特有の自然資源の保護
- ライチョウ・ニホンカモシカ等の天然記念物やクマタカ・サクラソウ等の絶滅危惧種の保護などによる希少動植物の保護
- 国立公園・県立自然公園等の適正利用やユネスコ世界自然遺産・ジオパーク・ユネスコエコパークの取り組み、環境保全と観光振興についての議論の場の設置などによる自然公園等の保全と利用の推進

(2) 自然とふれあう空間の創出

- 公共施設・道路への植栽や緑のパートナー制度の普及などによるまちの緑化の推進
- グリーンマーケットの開催や緑と親しむ日や緑化月間に合わせた行事の開催などによる緑化意識の高揚
- 登山道や自然遊歩道、生活環境保全林の整備などによる自然とふれあう場の整備
- 森林・河川等を活用したエコツーリズム、山の自然学校や自然観察教室の開催などによる自然とふれあう機会の創出

(3) 生物多様性の保全

- 野生鳥獣の保護・管理やオオハンゴンソウ等の特定外来生物の駆除、原生林や天然林の保護などによるその土地本来の生態系の保全
- 在来種を活かした緑化やいのちの森づくりなどによるその土地本来の生態系の再生
- グリーンツーリズムや木質バイオマスの活用などによる里地里山の保全と利用の推進

(4) 低炭素社会の形成

- エコドライブやエコオフィス、省エネ機器への切り替えなどによる省エネルギー活動の推進
- 公用車への率先導入や情報提供・意識啓発の実施、電気自動車等の充電設備の整備などによるクリーンエネルギー自動車普及の促進
- 林業と建設業の異業種連携や自治体と連携した森づくりなどによる温室効果ガス吸収対策の推進
- 建物外皮の断熱対策や空調・照明への高効率機器の導入などによる建築物の省エネルギー対策の推進

(5) 自然エネルギーを活かしたまちづくり

- 太陽光発電・太陽熱利用設備・小水力発電の導入や木質バイオマス利用の拡大などによる自然エネルギー活用の推進
- エネルギー関連企業の立地促進や市内企業のエネルギー関連分野への進出促進などによる地域産業の活性化
- 自然エネルギーを活かしたコミュニティづくりや観光分野・農業分野での自然エネルギーの活用などによる特色ある地域づくりの推進
- 防災拠点や防犯灯・街路灯への自然エネルギーの導入などによる安全・安心なまちづくりの推進
- 産学官連携による自然エネルギーを活用した「飛騨高山モデル（市民参画の仕組み）」の構築
- セミナー・講演会の開催や自然エネルギーの導入にかかるロードマップの作成などによる市民意識の醸成と合意形成の推進

(6) 環境にやさしい人づくり

- 環境に関するイベントや講演会の開催、広報・ホームページを活用した情報発信などによる情報共有の推進
- 自然環境学習・ワークショップ・出前講座の開催などによる環境学習の推進
- 快適環境づくり市民会議やボランティア活動団体の支援などによる環境保全活動団体の育成

※用語の解説

世界自然遺産：世界遺産保護条約によって登録されている地形や地質、生態系、景観、絶滅のおそれがある生物の生息などで、特に価値が高いとされた場所

ジオパーク：地球科学的に見て重要な自然の遺産を含む、自然に親しむための公園。地球科学的に見て重要な特徴を複数有するだけでなく、その他の自然遺産や文化遺産を有する地域が、それらの様々な遺産を有機的に結びつけて保全や教育、ツーリズムに利用しながら地域の持続的な経済発展を目指す仕組み。

ユネスコエコパーク：昭和51（1976）年にユネスコが開始した制度で、正式には「生物圏保存地域」と称され、人間と自然の共生を目指す国際自然保護区である。世界遺産と並ぶ制度ではあるが、世界遺産は保護が主体。

生活環境

【市を取り巻く状況】

- ・ 県は、第4次環境基本計画（平成23(2011)年3月策定）により、「自然共生」「快適生活環境」「低炭素社会」「環境型社会」「環境にやさしいひとづくり」の5つの基本政策を掲げ県民総参加による緑豊かな「清流の国ぎふ」づくりに取り組んでいます。
- ・ 昭和28(1953)年に建設された火葬場については、施設の老朽化が進み維持管理も困難な状況となっているため、新たな施設の整備が求められています。
- ・ 市をはじめ全国でごみの減量化に向けて、ごみの発生抑制やリサイクルの推進などの取り組みがすすめられていますが、近年のごみの排出量はほぼ横ばいで推移しています。
- ・ ごみ焼却施設の資源リサイクルセンター、久々野クリーンセンターの老朽化により、新しい施設の整備が求められています。

【今後のまちづくりに向けた主要課題】

- ・ 老朽化した火葬場の整備を行う必要があります。
- ・ 公衆浴場や公衆便所など環境衛生施設の衛生水準の向上や、公害の防止に努める必要があります。
- ・ ごみの発生抑制や限られた資源の消費抑制に向け、循環型社会を構築する必要があります。
- ・ 老朽化したごみ焼却施設を良好な状態に維持管理するとともに、新しいごみ焼却施設を整備する必要があります。

【目指す姿】

- ・ 水も空気もきれいに保たれ、資源の循環に配慮した生活が送られています。

【目指す姿の実現に向けた取り組みの方向性】

- ・ 火葬場や市営墓地の適正な維持管理により葬送環境の向上を図ります。
- ・ 衛生施設の衛生水準の向上やペットの飼い主のマナー向上により公衆衛生環境を確保します。
- ・ 環境観測と監視の強化や環境美化活動の推進などにより公害対策の強化を図ります。
- ・ ごみの減量化や再使用、再生利用の推進などにより循環型社会の構築をすすめます。
- ・ ごみの安全な処理やごみ処理の効率化の推進、ごみ処理施設と周辺環境の整備などによりごみの適正処理をすすめます。

【まちづくり指標】

指標名	現状値 (H25)	中間目標 (H31)	目標 (H36)
家庭ごみ（資源ごみを除く）の1人1日当たりの排出量	(H24) 461g	450g	447g
家庭ごみの資源化率	(H24) 30.0%	30%	30%

【市民満足度指標】

指標名	現状値 (H26)	中間目標 (H31)	目標 (H36)
「ごみ処理や分別収集が適切に行われ、良好な生活環境が保たれている」と感じている市民の割合	〇〇%	↗	↗

【施策の概要】

（1）葬送環境の向上

- 新たな火葬場の整備や火葬場の適正な維持管理
- 市営墓地の適正な維持管理

（2）公衆衛生環境の確保

- 公衆便所の維持管理と整備やし尿処理施設の維持管理、公衆浴場設備改善費用への支援などによる衛生施設の衛生水準の向上
- 飼い犬登録や狂犬病予防注射の実施、動物愛護に関する正しい知識の普及などによるペットの飼い主のマナーの向上

（3）公害対策の強化

- 河川の水質調査や大気観測調査などによる環境観測と監視の強化
- クリーン作戦や河川美化活動、ポイ捨て・路上喫煙の防止などによる環境美化活動の推進
- 公害に対する相談や公害発生源者への指導、アスベスト除去への支援などによる公害の防止

（4）循環型社会の構築

- ごみ減量等指導員の活動や生ごみの堆肥化の促進、事業所からのごみの発生抑制、ごみシール制の見直しなどによるごみの減量化の推進
- リフォーム製品フェアの開催やフリーマーケットの開催、ボランティア団体との連携などによる再使用の推進

第3章 分野別計画

- 小型家電等の分別収集や集団資源回収の奨励、リサイクル認定製品の積極的使用、グリーン購入制度に基づく物品等の調達促進などによる再生利用の推進
- 「ごみの分け方・出し方」冊子の配布やリサイクル推進員が行う啓発活動、不法投棄防止パトロール、ごみに関する学習機会の提供などによる3R推進意識の高揚

(5) ごみの適正処理

- ごみ処理施設の維持管理や排ガス・排水等の測定値の監視と環境基準値の遵守、排ガス・排水等の測定結果の公表などによるごみの安全な処理
- 収集運搬方法の見直しやごみ処理施設の統廃合などによるごみ処理の効率化の推進
- 新たなごみ焼却施設の整備や埋立跡地の活用、ごみの焼却熱等の有効利用などによるごみ処理施設と周辺環境の整備

※用語の解説

3R : ごみの発生抑制 (Reduce: リデュース)、再使用 (Reuse: リユース)、再生利用 (Recycle: リサイクル) の3つの英語の頭文字を取ったもので、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会から循環型社会を形成していくための行動目標を表す標語。

景観

【市を取り巻く状況】

- ・ 景観法（平成16（2004）年12月）や地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20（2008）年11月）により、地域固有の景観を資源として保全・活用しようとする動きが全国各地に広がっています。
- ・ 景観町並保存連合会に専門部会（町並保存部会、子ども伝承部会、広報部会）が設けられ、市民と市とが協働した歴史的な景観形成の取組みが活発化しています。
- ・ 道路整備の進展や全国展開している店舗の進出などに伴い、幹線道路沿いなどでは屋外広告物が増加しています。

【今後のまちづくりに向けた主要課題】

- ・ 本市の貴重な財産である美しい景観を市民・事業者・行政が一体となって保全・活用していく必要があります。
- ・ 建築物の色彩や高さ、屋外広告物など景観の形成に大きな影響を及ぼすものについて、基準の見直しなどその在り方を考えていく必要があります。
- ・ まちの魅力を一層向上させる新たな景観の形成を図っていく必要があります。

【目指す姿】

- ・ 潤いとおちつきをもたらす美しい景観が保全・活用されています。
- ・ 市民や観光客に親しまれる新たな景観が創出されています。

【目指す姿の実現に向けた取り組みの方向性】

- ・ 良好な景観形成の推進や歴史的町並みの保全、景観保全に対する意識の醸成などにより個性ある景観の保全・活用を図ります。
- ・ 歴史的風致の維持向上や景観と調和した建築物・看板等の整備の促進などにより新たな景観の創出を図ります。

【まちづくり指標】

指標名	現状値 (H25)	中間目標 (H31)	目標 (H36)
景観重要建造物指定件数（累計）	0件	10件	15件
景観重点区域数（累計）	14区域	17区域	20区域
市街地景観保存区域数（累計）	12区域	14区域	17区域
景観保全・創出に取り組んでいる団体数（累計）	33団体	36団体	40団体

【市民満足度指標】

指標名	現状値 (H26)	中間目標 (H31)	目標 (H36)
「町並み景観や農山村景観など地域の美しい景観が保たれている」と感じている市民の割合	〇〇%	↗	↗

【施策の概要】

（1）個性ある景観の保全・活用

- 景観計画の基準の見直しや美しい景観と潤いのあるまちづくり条例に基づく指導、景観重点区域・景観重要建造物の指定などによる良好な景観形成の推進
- 重要伝統的建造物群保存地区・市街地景観保存区域内の建造物の修理・修景に対する助成や伝統構法木造建築物の耐震化の促進などによる歴史的町並みの保全
- 景観重要建造物の修理・修景や生けがき・塀の設置に対する助成、電線類等の景観を阻害する要因の除去などによる市街地等における景観の保全・向上
- 空き家となっている町家等の再生や活用などによる町並み景観の保全
- 歴史的な街道の整備や街道沿いの集落景観の保全などによる農山村景観の保全
- 森林の保全や特定外来植物の駆除などによる自然景観の保全
- 景観町並保存連合会と協働した意識啓発や児童生徒の郷土学習などによる景観保全に対する意識の醸成
- 大工・左官等の技能者の育成などによる伝統工法等の景観保全技術の継承の促進
- 地域住民の活動への助言や地域住民と市民活動団体との連携への結び付けなどによる景観保全に取り組む団体等の育成や支援
- ごみのポイ捨てに対する指導や路上喫煙禁止区域の拡大、河川の一斉清掃などによる美観の維持

（2）新たな景観の創出

- 旧森邸等の整備や回遊性を高める憩いの場の整備などによる歴史的風致の維持向上
- 河川の整備や宮川沿い遊歩道の整備促進などによる良好な水辺空間の創出
- 周辺環境や景観との調和に配慮した公共施設整備の推進
- 誰もが利用できる景観に配慮した開放型施設の整備への支援などによる景観や利用環境の向上
- 優れた景観デザインの創出活動に対する顕彰などによる景観と調和した建築物・看板等の整備の促進

※用語の解説

景観重要建造物 : 優れたデザインを有し市民に親しまれているなど景観上重要な建造物で、景観法に基づき市長が指定するもの

修理 : 現状維持もしくは伝統的な様式での復原を原則とし、痛みの激しい伝統的建造物を健全な状態に直すこと。

修景 : 周囲の町並みと調和するよう、外観を整備すること。

旧森邸等 : 味噌醤油製造業を営んでいた森家が所有していた上一之町・上二之町地内の敷地及び建物。森家移転後は魚市場や市図書館として利用された。現在も旧森家の土蔵や旧図書館の建物が現存している。